

新潟県ミニバスケットボール連盟規約

第1章 総 則

第1条(名称)

本連盟は、新潟県ミニバスケットボール連盟（NMB A）と称する。

第2条(事務局)

本連盟の事務局を、「理事会の指定する所」に置く。

第2章 目的及び事業

第3条(目的)

本連盟は、新潟県ミニバスケットボール連盟界を代表する団体として、ミニバスケットボールの健全な普及発展及び技術の向上を図ることを目的とする。

第4条(事業)

本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 競技会の主催及び後援
- 2 新潟県バスケットボール協会及びその関係団体が行う事業への参加
- 3 ミニバスケットボールに関する技術及び規則・審判に関する調査研究
- 4 ミニバスケットボールに関する講習会の開催及び指導者の育成
- 5 その他、本連盟の目的達成に必要な事業

第3章 組 織

第5条(組織)

本連盟は、次に掲げる会員をもって組織する。

- 1 所定の登録をしたチームの代表者
- 2 目的に賛同する者

第6条(専門委員会)

本連盟は、次に掲げる専門委員会を設ける。尚、理事会の承認を得てその改廃をすることができる。委員会の規定は、理事会が別に定める。

- 1 総務委員会
- 2 式典委員会
- 3 競技委員会
- 4 技術普及委員会
- 5 **U-12委員会**
- 6 審判委員会
- 7 広報委員会
- 8 登録委員会
- 9 事務局

第7条(役員)

本連盟に、次の役員を置く。

1	会長	1名
2	副会長	若干名
3	理事長	1名
4	副理事長	若干名
5	理事	若干名
6	専門委員長	若干名
7	専門委員	若干名
8	監事	2名
9	事務局長	1名
10	事務局員(幹事、会計幹事)	若干名

第8条(役員の任命)

- 1 会長、副会長、監事は、常任委員会で選出し、理事会の承認を得る。
- 2 正副理事長は、理事の中から選出し、会長が委嘱する。
- 3 理事は、地区代表者、専門委員長及び会長が推薦した者がこれにあたる。
- 4 専門委員長及び専門委員は、**会長が選出し、理事会の承認を得る。**
- 5 事務局長及び事務局員(幹事)は、会長が委嘱する。
- 6 常任委員は、会長、副会長、正、副理事長、専門委員長、事務局長、事務局員(会計幹事)とし、会長が委嘱する。

第9条(任務)

- 1 会長は、本連盟を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職を代行する。
- 3 理事長は、会長の命を受けて会務を遂行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し本連盟の会務を決議、執行する。
- 6 常任委員は、本連盟の会務議案等を審議し、理事会に提案する。
- 7 専門委員長は、各専門委員会を代表し会務を遂行する。
- 8 専門委員は、会長が委嘱する専門的会務を遂行する。
- 9 監事は、会計を監査し、その結果を理事会に報告する。
- 10 事務局長は、会長の命を受けて会務を遂行する。
- 11 幹事(事務局員)は、事務局長を補佐する。

第10条(役員の任期)

- 1 役員(事務局員)の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じたとき場合は補充を行う。補充された役員(事務局員)の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条(顧問、参与)

- 1 本連盟に、顧問、参与を置くことができる。
- 2 顧問、参与は、**会長が委嘱し、理事会に報告する。**

第4章 会 議

第12条(会議)

本連盟の会議は、次の通りとする。

- 1 理事会は、次の事項を審議決定または承認する。
 - (1) 事業の承認
 - (2) 予算及び決算の承認
 - (3) 役員の承認**
 - (4) 規約の改廃
 - (5) その他必要な事項
- 2 理事会は、年1回以上会長が招集する。
- 3 理事会は、理事の過半数の者が出席しなければ会議を開き、議決することはできない。
- 4 理事会の議事は、出席理事の過半数の議決をもって定め、可否同数の場合は、議長がこれを定める。
- 5 理事が理事会に出席できない場合は、代理出席の者や委任状をもって議決権を委任することができる。
- 6 常任委員会は、理事長が招集し、会長が開催する。
- 7 専門委員会は、専門委員長が必要に応じ招集する。
 - (1) 担当事項の審議
 - (2) 決定事項の計画実践

第5章 登 録

第13条(登録)

本連盟の主催する事業に参加しようとするチーム及び選手は、本連盟に登録しなければならない。

第6章 会 計

第14条(会計)

本連盟の経費は、連盟登録料、競技会参加費、各種補助金並びに寄付金、雑収入をもってこれにあてる。

第15条(予算)

本連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は、常任委員会で編成し、理事会の承認を受ける。

第16条(決算)

本連盟の収支決算は、常任委員会で作成し、監事の監査並びに理事会の承認を受ける。

第17条(会計年度)

本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

附則 本連盟の規約は 平成5年12月4日より施行する。
平成17年4月29日 一部改正
平成25年4月21日 一部改正
平成25年5月19日 一部改正